

改正案

現行

別表第一号 機器の構造及び性能の条件(第2条関係)

別表第一号 機器の構造及び性能の条件(第2条関係)

機種	条件
(略)	
航空機に 施設する 無線設備 の機器	ATCトランス ポンダ(4,096 の応答コード の応答信号を 送信するもの に限る。)
	1~3 (略)
	4 <u>設備規則第四十五条の十二の六第三号イ(1)及び(3)の条件に適合するものであること。</u>
(略)	

機種	条件
(略)	
航空機に 施設する 無線設備 の機器	ATCトランス ポンダ(4,096 の応答コード の応答信号を 送信するもの に限る。)
	1~3 (略)
	4 <u>設備規則第四十五条の十二の六第二号イ(1)及び(3)の条件に適合するものであること。</u>
(略)	